

黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業

募 集 要 項
【修正版】

平成 20 年 9 月

黒部市

目 次

1. 本書の位置づけ	1
2. 事業概要に関する事項	2
(1) 事業の内容	2
(2) 事業方式	3
(3) 事業の範囲	3
(4) 事業期間	4
(5) 事業者の収入	5
(6) 費用の負担方法	7
(7) 関連法令等の遵守	7
3. 公募日程	7
(1) 公募及び選定の方針	7
(2) 公募及び選定の日程（予定）	8
4. 応募手続き	8
(1) 募集要項に関する説明会	8
(2) 現地視察及び資料閲覧	8
(3) 募集要項等への第1回質問の受付及び回答	9
(4) 追加・代替提案内容の事前確認プロセス	10
(5) 応募資格確認申請書類の提出	10
(6) 応募資格確認結果の通知	11
(7) 応募資格がないと認められた者に対する理由の説明	11
(8) 募集要項等への第2回質問の受付及び回答	11
(9) 提案書類の提出	12
(10) 提案書類に関するヒアリングの実施	12
(11) 応募にあたっての留意事項	12
5. 応募者の資格等	14
(1) 応募者の構成等	14
(2) 応募者の制限	15
(3) 応募者の資格要件	16
(4) 応募資格確認申請書類提出後の参加資格の取消について	17
(5) 応募グループの各構成員の変更等	17
6. 優先交渉権者の選定方法等	17
(1) 優先交渉権者の選定方法	17
(2) 審査委員会	18
7. 優先交渉権者決定後の手続き	18

(1) 基本協定の締結	18
(2) SPC の設立	18
(3) 契約書の作成	18
(4) 次点交渉権者との協議	18
(5) 事業契約の締結	19
(6) 非有価利用業務の履行に関する三者契約の締結	19
(7) 金融機関との協議	19
8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20
(1) 法制上及び税制上の措置	20
(2) 財政上及び金融上の支援	20
9. 提出書類	20
(1) 応募資格確認申請書類	20
(2) 応募辞退時の提出書類	21
(3) 提案書類	21
10. 提案価格の算出方法	21
(1) サービス購入料の算出にあたっての留意点	21
(2) 市と電気事業者の契約及び電気料金の支払いに関する条件	22
(3) 上水料金に関する条件	22
11. 提案の上限価格	22
12. その他	23
(1) 契約保証金	23
(2) 保険	23
(3) 契約に関する規則等の閲覧	24
(4) 情報公開及び情報提供	24
別紙 1 サービス購入料 A-1 に係る提案金額の計算条件について	25
別紙 2 乾燥汚泥の有効利用業務に関する PFI 事業者の収入について	27
別紙 3 想定処理フロー	30
別紙 4 追加・代替提案内容確認申請	31
別紙 5 維持管理・運営期間において市が付保する予定の保険（参考）	33

1. 本書の位置づけ

本募集要項は、黒部市（以下、「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した「黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業」（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、応募者を対象に公表するものである。

事業の基本的な考え方については、平成20年1月31日に公表した実施方針（参考資料等を含む。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問回答及び意見（平成20年2月29日公表）を反映している。本事業への応募を希望する者（以下、「応募者」という。）は本募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な提案書類を提出する必要がある。

また、以下①から⑤の文書については、本募集要項と一体のもの（以下、「募集要項等」という。）である。なお、募集要項等と実施方針並びに実施方針等に関する質問回答及び意見に相違のある場合は、募集要項等の規定が優先するものとする。

- ① 要求水準書
- ② 基本協定書（案）
- ③ 事業契約書（案）
- ④ 優先交渉権者選定基準
- ⑤ 様式集

2. 事業概要に関する事項

(1) 事業の内容

1) 事業名

黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業

2) 対象となる公共施設等の種類

① 名称	黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業
② 立地場所	富山県黒部市黒部浄化センター敷地内
③ 施設規模等	市が想定する処理対象物； ア) 下水道汚泥（濃縮汚泥） ※ディスポーザー由来生ゴミを含む。 イ) 農業集落排水汚泥（濃縮汚泥） ウ) 浄化槽汚泥（濃縮汚泥） ※上記ア) からウ) を総称して、以下、「下水道汚泥等」という。 エ) 事業系食品残渣（コーヒー粕） 受入数量；要求水準書に示す表 4-1 を参照のこと。
④ 施設概要	下水道汚泥等及び事業系食品系残渣等を受け入れ、安定かつ適正な処理を行うとともに、バイオマスに潜在するエネルギーを効果的に回収し、有効活用を行う。

3) 公共施設等の管理者等の名称

黒部市長 堀内 康男

4) 事業目的

市では、現在、下水道汚泥の処理について、全面的に外部委託しセメント製造施設での再資源化及び産業廃棄物処理施設での埋立処分を行っている状況である。また、新川広域圏組合の施設へ搬入している浄化槽汚泥の処理が、平成 22 年 3 月末をもって終了し、以後は黒部浄化センターで処理されることになっている。

このような状況において、将来の処理コストの抑制、市況変動へのリスク対応や地域内処理が今後の課題であると考えている。さらに、地球温暖化防止の観点から、今後バイオマス利活用の新技術導入を推進していく必要性もあると考えている。

本事業では、地域を取り巻くこうした諸課題に対応する地域への貢献施策の一つとして、下水道汚泥、農集排汚泥、浄化槽汚泥及び食品残渣等を対象にバイオマスの活用を実施し、バイオマス資源の循環利用システムを構築するものである。

市では、本事業には民間の持つ資金、経営能力及び技術的なノウハウ等を活用する余地があると考え、設計、建設、維持管理及び運営のコストの低減を図るため、PFI 手法により整備及び運営を行うこととする。

(2) 事業方式

本事業は、PFI 事業者が PFI 法に基づき、黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設（以下、「本施設」という。）を整備した後、施設所有権を市へ移転した上で事業期間にわたり維持管理・運営を実施する BT0 方式とする。

(3) 事業の範囲

本事業は、PFI 法に基づき、本施設を設計・建設し、維持管理・運営までを一括して PFI 事業者委ねるものとする。PFI 事業者は、特別目的会社（Special Purpose Company；以下、「SPC」という。）とし、以下の業務を実施する。なお、業務の詳細については、要求水準書に示す。

1) PFI 事業者が行う主な業務

① 設計・建設業務

ア) 設計業務

- ・設計業務（基本・詳細設計）
- ・設計に伴う各種申請等の業務
- ・設計図書の作成
- ・完成検査

イ) 建設業務

- ・工事（機械設備建設工事、電気・計装設備建設工事、土木・建築施設築造工事）
- ・建設に伴う各種申請等の業務
- ・近隣調整及び準備調査業務

ウ) 試運転業務

エ) その他

- ・出来高検査及び完成検査
- ・完成図書、各種申請図書の提出
- ・国庫補助金申請手続きに係る支援

② 維持管理・運營業務

ア) 維持管理業務

- ・点検・保守業務
- ・修繕・更新業務

イ) 運營業務

- ・濃縮汚泥の受け入れ
- ・事業系食品残渣の受け入れ
- ・バイオマスの処理
- ・回収ガスの有効利用等
- ・プラント運転操作監視
- ・既存脱水設備の運転管理
- ・残渣の処分

ウ) 有効利用業務（有価利用、非有価利用）

エ) 試験業務

オ) ユーティリティ等の調達・管理業務

カ) 維持管理・運營業務計画の策定

キ) 引継業務

ク) その他の業務

- ・清掃業務
- ・警備業務
- ・除雪業務
- ・外構維持管理業務
- ・危機管理対応業務
- ・見学者対応
- ・地域住民対応
- ・業務実施報告書の作成
- ・データ整理、協力

*維持管理・運營業務の対象は、一部、既存設備等を含む。

2) 市が行う主な業務

① 設計・建設に関する業務

ア) 近隣同意の取得・近隣対応

イ) 整備計画書の作成・提出

ウ) 国庫補助金申請手続き

エ) 事業者が行う各種申請の実施支援

オ) 設計・建設モニタリング

② 維持管理・運営に関する業務

ア) 濃縮汚泥及び事業系食品残渣の供給

イ) 電気需給契約・事務管理業務

ウ) 非有価利用業務に係る三者契約の事務管理業務

エ) 維持管理・運営モニタリング

オ) 既存施設の維持管理の一部

(4) 事業期間

① 設計・建設期間 ; 契約締結日～平成 24 年 3 月 31 日（試運転期間を含む）

② 維持管理・運営期間 ; 平成 24 年 4 月 1 日～平成 39 年 3 月 31 日（15 年間）

※PFI 事業者の提案により、設計・建設期間を短縮することを可能とする。なお、提案により供用開始時期が早まった場合、維持管理・運営期間については、当該開始時期から 15 年間とする。

※事業期間終了後における本事業の維持管理・運営については、維持管理・運営開始

後 14 年目(事業期間終了 1 年前)の時点において、市と PFI 事業者にて協議するものとする。

(5) 事業者の収入

1) 市のサービス購入料

① 設計・建設業務の対価

ア) 設計・建設業務の対価の分類

市は、PFI 事業者が行う本施設の設計・建設業務の対価を、下表のとおり支払うこととする。

表：設計・建設業務の対価の支払いについて

支払い方法	内容
◆ 国庫補助の対象となる設計・建設業務に係る対価	
a) サービス購入料 A-1	設計・建設業務の対価のうち、各年度の出来形に対し、国庫補助金に該当する金額を建設期間中の毎年度、事業者に支払う。
b) サービス購入料 A-2 事業期間中の割賦払い(元利均等払い)	上記 a)以外については、施設完成後、維持管理・運営期間にわたって PFI 事業者により四半期ごとに割賦で支払う。
◆ 国庫補助の対象とならない設計・建設業務に係る対価	
c) サービス購入料 A-3 事業期間中の割賦払い(元利均等払い)	施設完成後、維持管理・運営期間にわたって PFI 事業者により四半期ごとに割賦で支払う。

イ) サービス購入料 A-1 の支払い(別紙 1 参照)

本事業は下水道事業に係る国庫補助事業を予定している。補助対象範囲、補助率は国との協議により補助申請時に決定する。PFI 事業者は、市が国庫補助金を受領できるよう、必要な資料の作成等の協力を行うこととする。

また、各年度末には当該年度の出来形に対し、国庫補助金相当額の支払いを行う。
※なお、平成 20 年 1 月 31 日公表の実施方針に示した前払いは行わず、また建設負担金の納付については求めないこととした。

ウ) サービス購入料 A-2 及び A-3 に係る金利

割賦払い(元利均等払い)に係る金利は、基準金利に提案書で提案されたスプレッドを加えたものとする。基準金利は、施設引渡日の 2 開庁日前の東京時間午前 10 時にテレレート 17143 ページに発表される東京スワップ・レファレンス・レート(TSR)として表示されている 6 か月 LIBOR ベース 15 年物金利スワップレートの仲値を使用する。

② 維持管理・運營業務の対価

市は、PFI 事業者が行う維持管理・運營業務の対価を、サービス購入料として維持管

理・運営期間にわたってPFI 事業者を支払うこととする。

ア) 維持管理・運営の対価

下表に示す各対価を、サービス購入料として維持管理・運営期間にわたってPFI 事業者を支払うこととする。なお、物価変動による改定は、サービス購入料に対し原則として年1回行うこととする。

表：維持管理・運營業務の対価の支払いについて

分類	各対価の内容
サービス購入料 B-1 (固定費)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の維持管理・運營業務（ただし、乾燥汚泥の有効利用業務及び修繕・更新業務に要する費用を除く）に要する固定費。 ・維持管理・運営期間にわたり、四半期に1回、同額を支払う。
サービス購入料 B-2 (変動費)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の維持管理・運營業務（ただし、乾燥汚泥の有効利用業務及び修繕・更新業務に要する費用を除く）に要する変動費。 ・維持管理・運営期間にわたり、事業者の提案単価にしたがい、実際の当該四半期内の処理量に基づき、四半期に1回、下式により計算される金額を支払う。 $\text{支払額} = \frac{\text{濃縮汚泥の実処理量 (ds-t)} \times \text{提案単価① (円/ds-t)} + \text{事業系食品残渣の実処理量 (ds-t)} \times \text{提案単価② (円/ds-t)}}{}$
サービス購入料 B-3	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の修繕・更新業務に要する費用。 ・支払金額については事業者の提案金額とし、四半期に1回、実施した修繕・更新業務の対価を支払う。 ・事業者の計画する業務の内容に従い、毎年の支払額に差をつけることを認めるものとする。

イ) 乾燥汚泥の有効利用業務の対価

PFI 事業者は本事業で生成される乾燥汚泥の有効利用業務（有価及び非有価利用業務）から収入を得る。有効利用業務に関するPFI 事業者の収入（有価利用の場合；PFI 事業者の直接収入、非有価利用の場合；サービス購入料Cとして市から事業者を支払う）に関する詳細は、本書末の別紙2に示すとおりである。

2) 事業者の追加提案による処理対象物の処理委託料

ア) 追加提案の内容

PFI 事業者は、市が本事業での処理を要求している下水道汚泥等及び事業系食品残渣以外の処理対象物を処理することを追加で提案し、当該処理業務の対価をPFI 事業者の収入とすることを可能とする。当提案に際しては、後記4.（4）に示す追加・代替提案内容確認申請を市へ事前提出し確認を受けなければならない。

追加提案の処理対象物の処理に係る費用（サービス購入料 B-1 及び B-2 に相当する費用）は、PFI 事業者が当該排出先から得る収入から負担すること。また、追加処理により増加する乾燥汚泥の増分に対する費用（サービス購入料 C）についても同様とする。なお、乾燥汚泥の増分の考え方・算出方法については、追加・代替提案内容確

認申請の際に確認を行う。

イ) 市が計画している事業系食品残渣の受入量増の提案について

要求水準書に記載しているとおり、市が現在、計画している事業系食品残渣（コーヒー粕。2,100t/年の受入を計画）の受入・処理については、市が直接、排出事業者と処理委託契約を締結し、PFI事業者の施設に運搬・搬入する。

当該事業系食品残渣の受入量の増加を提案する場合においても、後記4.（4）に示す追加・代替提案内容確認申請を市へ提出し確認を受けなければならない。

なお、当該事業系食品残渣について2,100t/年以上受入する場合は、市と排出事業者間の処理委託契約の数量を増加することとなる。上記ア)の場合とは異なり、PFI事業者の収入ではない。

(6) 費用の負担方法

PFI事業者は、本事業の実施に係る費用を負担する。そのうち、以下について留意すること。

1) 市（黒部浄化センター）から供給を受ける電気の料金

PFI事業者が電力を必要とする場合は、本事業での実際の電力使用量に応じPFI事業者が費用負担する。PFI事業者は、本事業での実際の電力使用量に応じた料金を、下記10.（2）に示す単価にしたがい市へ支払うこととする。

2) 上水・下水

本事業でPFI事業者が使用する上水（井水）は、本事業での実際の使用量に応じPFI事業者が費用負担する。PFI事業者は、本事業での実際のの上水使用量に応じた料金を、下記10.（3）に示す単価にしたがい市へ支払うこととする。

また、下水は無償とする。

(7) 関連法令等の遵守

PFI事業者は、本事業の実施にあたり、設計・建設及び維持管理・運営の提案内容に応じて関連する法令、条例、要綱等を遵守すること。

3. 公募日程

(1) 公募及び選定の方針

本事業の公募及び選定については、公募型プロポーザル方式によるものとする。

(2) 公募及び選定の日程（予定）

本事業の公募及び選定については、以下のスケジュールにより行う予定である。

表：公募及び選定のスケジュール

日時	内容
平成20年 7月18日	募集要項等の公表
平成20年 7月25日	現地視察及び資料閲覧の申込期限
平成20年 8月1日	募集要項等に関する質問の提出期限（第1回）
平成20年 8月8日	募集要項等に関する質問の回答 (第1回：応募資格確認に関するもの)
平成20年 8月18日	募集要項等に関する質問の回答（第1回：全体）
平成20年 8月19日	追加・代替提案内容確認申請の提出期限
平成20年 8月21日	応募資格申請書類の提出期限
平成20年 8月29日	応募資格確認結果の通知
平成20年 9月5日	追加・代替提案内容確認結果の回答
平成20年 9月12日	募集要項等に関する質問の提出期限（第2回）
平成20年 9月30日	募集要項等に関する質問の回答（第2回）
平成20年 10月31日	提案書類の提出期限
平成20年 12月	優先交渉権者の選定
平成21年 1月	仮契約の締結
平成21年 4月	契約の締結

※募集要項等の内容又はスケジュール等に変更がある場合は、速やかに黒部市ホームページ上に公表する。

4. 応募手続き

(1) 募集要項に関する説明会

本募集要項に関する説明会は実施しない。

(2) 現地視察及び資料閲覧

本事業における現地視察及び資料閲覧を以下のとおり実施する。参加及び閲覧を希望する者は、申込書（様式1及び様式2）に必要事項を記入し、市の問合せ先へ電子メール又はFAXにて、平成20年7月25日（金）午後5時までに申し込むこと。

当該視察は、原則として、参加希望企業ごとに実施する。なお、複数の参加希望企業合同での視察を希望する場合は、その旨、上記の様式1に記載すること。

また、市が申込書を受信したことを確認するため、電子メール又はFAXにより、市の受信確認通知を各申込者に対して返信する。市からの受信確認通知が無い場合は、必ず市の問合せ先へ電話により確認を行うこと。

① 視察及び閲覧日

視察及び閲覧日は、平成 20 年 7 月 28 日（月）から平成 20 年 8 月 8 日（金）までの期間において、申込希望日を参考に調整し、市が指定する。

② 集合場所

黒部浄化センター

③ 市の問合せ先

〒938-8555 黒部市三日市 725 番地

黒部市 上下水道部 営業課

TEL： 0765-54-2111（内線 613）

FAX： 0765-54-3009

E-Mail： eigyou@city.kurobe.lg.jp

（3）募集要項等への第 1 回質問の受付及び回答

1) 質問の受付

本募集要項等に関する第 1 回目の質問の受付を下記のとおり実施する。

① 受付期間

平成 20 年 7 月 28 日（月）から平成 20 年 8 月 1 日（金）午後 5 時までとする。

② 受付方法

電子メールによる送信のみ受け付ける。

質問を正確に把握するため、電話、口頭等による質問は受け付けない。

③ 質問書の様式

MS-Excel で作成した様式 3 の書式を用いて、電子メールの添付ファイルとして、市の問合せ先へ送信すること。

市が質問書を受信したことを確認するため、電子メールにより、市の受信確認通知を各送信者に対して返信する。市からの受信確認通知が無い場合は、必ず市の問合せ先へ電話により確認を行うこと。

なお、質問者は、独自の特殊技術及びノウハウ等に関連する質問については、「個別回答希望」と記載すること。ただし、市は質問者と協議のうえ、市の判断で個別回答としないこともある。

④ 市の問合せ先

上記（2）、③に同じ。

2) 質問への回答

第 1 回目の質問に関する回答は、応募資格確認に関するものについて平成 20 年 8 月 8 日（金）、またその他全体に対するものについて平成 20 年 8 月 18 日（月）に市のホームページで公表する予定である。

また、質問者の特殊技術及びノウハウ等に関連する質問については、市は質問者へ個別

に回答を行うものとする。

(4) 追加・代替提案内容の事前確認プロセス

上記2.(5).2)に示す追加提案による処理対象物の処理又は市の想定する処理フロー(別紙3)に関する追加・代替提案を提案することを予定している応募者については、下記に従って、追加・代替提案内容確認申請(別紙4)を市へ提出すること。なお、必要に応じて、市は応募者に追加で説明や資料提出を求めることがある。

① 提出期間

平成20年8月13日(水)から平成20年8月19日(火)までとする。

② 提出方法

持参もしくは郵送による提出のみ受け付ける。

提案内容については、CD-R(部数;2部)に保存のうえ、提案内容を印刷した書類(部数;5部)と併せて提出すること。

なお、平成20年8月19日(火)までの必着とし、郵送の場合は、「黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業 追加・代替提案内容確認書在中」と朱書きのうえ、書留により郵送すること。

③ 提出・問合せ先

上記(2).③に同じ。

④ 市からの回答

平成20年9月5日(金)までとする。

市は、応募者が確認を申請した追加・代替提案内容の適否について、個別に回答を行うものとする。

⑤ 留意事項

当該確認を受けず、追加・代替提案を行った場合は、失格とする。なお、応募者は、当該確認を受けた追加・代替提案内容を必ずしも、実施(提案書類に記載)する必要は無いものとする。

(5) 応募資格確認申請書類の提出

応募者は、次により応募資格確認の申請を行わなければならない。応募資格確認申請書類については、1社(以下、「応募企業」という。)又は複数の企業等で構成されるグループ(以下、「応募グループ」という。)で提出するものとし、グループで応募する場合は代表者(以下、「代表企業」という。)が提出するものとする。

なお、応募資格確認申請書類を提出しない者及び応募資格がないと認められた者は、本募集要項等に関する第2回目の質問の提出及び提案書類の提出を行うことができない。

① 提出書類

後記9に示すとおりとする。

② 提出方法

持参によるものとする。

③ 提出場所

上記（２）、③に同じ。

④ 提出期間

平成 20 年 8 月 15 日（金）から平成 20 年 8 月 21 日（木）午後 5 時までとする。

⑤ 確認基準日

上記④に定める提出期間の最終日（平成 20 年 8 月 21 日（木））をもって、本事業の応募資格の確認を行う。

（６）応募資格確認結果の通知

応募資格確認結果は、応募資格確認の申請を行った応募企業又は応募グループの代表企業に対して、平成 20 年 8 月 29 日（金）に市から書面により通知の発送をする。なお、この際、提案書類提出時に使用する応募者番号を併せて通知する。

（７）応募資格がないと認められた者に対する理由の説明

応募資格確認結果の通知により、応募資格がないと認められた応募企業又は応募グループの代表企業は、書面（様式自由。ただし、応募企業印又は応募グループの代表企業印を要する。）を応募資格確認結果の通知日から 7 日以内に提出することにより、応募資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。市は、説明を求められたときは、説明を求めた応募企業又は応募グループの代表企業に対して、上記書面の受領日から 5 開庁内日以内に文書により回答する。

① 提出方法

持参または郵送によるものとする。

② 提出場所

上記（２）、③に同じ。

（８）募集要項等への第 2 回質問の受付及び回答

1) 質問の受付

本募集要項等に関する第 2 回目の質問の受付を下記のとおり実施する。

① 受付期間

平成 20 年 9 月 8 日（月）から平成 20 年 9 月 12 日（金）午後 5 時までとする。

② 受付方法

電子メールによる送信のみ受け付ける。

質問を正確に把握するため、電話、口頭等による質問は受け付けない。

③ 質問書の様式

様式 3 の書式を用いて、電子メールの添付ファイルとして、市の問合せ先へ送信する

こと。なお、上記（６）の応募資格確認を受けた応募企業又は応募グループの代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

市が質問書を受信したことを確認するため、電子メールにより、市の受信確認通知を応募企業又は応募グループの代表企業に対して返信する。市からの受信確認通知が無い場合は、必ず市の問合せ先へ電話により確認を行うこと。

なお、独自の特殊技術及びノウハウ等に関連する質問については、「個別回答希望」と記載すること。ただし、市は応募企業又は応募グループの代表企業と協議のうえ、市の判断で個別回答としないこともある。

④ 市の問合せ先

上記（２）、③に同じ。

２）質問への回答

第２回目の質問に関する回答は、平成 20 年 9 月 30 日（火）に市のホームページで公表する予定である。

また、特殊技術及びノウハウ等に関連する質問については、市は応募企業又は応募グループの代表企業へ個別に回答を行うものとする。

（９）提案書類の提出

応募資格を有する旨の通知を受けた応募企業又は応募グループの代表企業は、次により提案書類を持参すること。なお、市へ持参の予約について事前に電話をすること。

① 提出期限

平成 20 年 10 月 31 日（金） 午後 5 時までとする。

② 提出場所

上記（２）、③に同じ。

（10）提案書類に関するヒアリングの実施

提案書類の審査にあたって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、応募者に対するヒアリングを実施する。実施する場合の実施時期は平成 20 年 11 月（予定）とし、日時、場所及びヒアリング内容等を事前に応募企業又は応募グループの代表企業に通知する。

（11）応募にあたっての留意事項

１）募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾のうえ、応募すること。

２）応募に係わる費用

応募資格確認申請書類及び関連する証明書・資料等の各書類、提案書類の作成及び提出に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

3) 公正な応募の確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、市は契約の解除等の措置をとることがある。

4) 提出期間後の応募資格確認申請書類の差し替え等

後記 5.(5) のただし書きの場合を除き、提出期間後における応募資格確認申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

5) 応募の辞退

応募資格確認申請書類の提出以後、応募を辞退する場合は、応募企業又は応募グループの代表企業は、応募辞退届(様式 9)を提案書類の受付締切日前日(平成 20 年 10 月 30 日(木))までのうち、できるだけ速やかに黒部市上下水道部営業課に持参すること。また、応募資格を有する旨の通知を受けた応募企業又は応募グループの代表企業が、提案書類の受付締切日(平成 20 年 10 月 31 日(金))までに提案書類を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

6) 提案書類の取扱い

① 著作権

提案書類の著作権は当該作成者に帰属する。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

③ 提案書類の使用等

提出された提案書類は、優先交渉権者の選定に関わる公表等以外に応募者に無断で使用しない。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市は応募企業又は応募グループの代表企業に確認のうえ、これを無償で使用することができるものとする。

なお、提出された提案書類は返却しない。

④ 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

⑤ 提案書類の変更禁止

提案書類の変更はできない。ただし、提案書類における誤字等の修正についてはこの限りではない。

7) 市の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を、本事業の応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

8) 使用言語、単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

9) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募を無効とする。

- ① 後記5に掲げた応募資格のない者が行った応募
- ② 指定の日時まで指定の場所に提出しなかった提案書類
- ③ 記名押印のない提案書類による応募
- ④ 応募者のした2つ以上の応募
- ⑤ 応募資格確認申請書類に記載された応募グループの代表企業以外の者が行った応募
- ⑥ 応募資格確認申請書類等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が行った応募
- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- ⑧ 上記①から⑦に掲げるものの他、応募に関する条件に違反した応募

10) 応募の中止

天災地変等やむを得ない理由により応募の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

応募者の連合の疑い、不正不穏行動等により応募を公正に執行できないと認められるときは、応募の執行を延期し、又は取りやめることがある。

なお、上記取りやめ等の場合において、提案書類の作成等のために応募者がその時点までに費やした費用は、すべて応募者の負担とする。

5. 応募者の資格等

(1) 応募者の構成等

応募者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- ① 応募者は、「設計業務を行う者」、「建設業務を行う者」及び「維持管理・運営業務を行う者」等から構成される単独企業又は企業グループとする。
- ② 応募者は、構成される企業のなかから代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定めることとする。
- ③ 本事業を実施することと選定された応募者は、仮契約締結までに本事業を実施するSPCを、会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として黒部市内に設立するものとし、事業期間中は、黒部市外に移転させないものとする。SPCの本店所在地を変更する場合は、市に対し、事前に書面で通知するものとする。

- ④ SPCの発行するすべての株式は、構成員により事業契約終了時まで保有されなければならない。また、代表企業のSPCへの出資割合は、株主中、最大としなければならないものとする。
- ⑤ 応募者は、代表企業、構成員及び協力企業の企業名及びそれらが携わる業務について明らかにするものとする。ただし、協力企業の企業名を「未定」とすることについては認められるが、提案内容の具体性等の観点から、主要業務を担う者については、明らかにすることが望まれる。なお、構成員及び協力企業の定義については、次のとおりとする。
 - ア) 構成員とは、SPCに対して出資する者であり、SPCが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
 - イ) 協力企業とは、SPCに対して出資は行わない者であり、SPCが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
- ⑥ 応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業として重複して応募できないものとする。

ただし、乾燥汚泥の有効利用業務（運搬・利用）を行う者については、協力企業として重複して参加する場合はこの限りではない。
- ⑦ 契約の締結に至らなかった応募者の構成員及び協力企業は、SPCの構成員になることはできないものとする。
- ⑧ 応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。

(2) 応募者の制限

応募資格確認申請書類提出時において、次に該当する者は、応募者の構成員又は協力企業になることはできないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 次の法律の規定による申立て又は通告がなされている者。
 - ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て。
 - イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て。
 - ウ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て。

エ) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立て。

- ③ 建設業法に基づく営業停止処分を受けている者。
- ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令（事前通知を含む。）を受けている者。
- ⑤ 応募資格確認申請書等の提出期限から優先交渉権者として決定されるまでの間に、市の指名停止措置を受けている者。
- ⑥ 最近1年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者。
- ⑦ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の過半数を有し、又はその出資の総額の100分の50以上を出資している者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

なお、本事業にかかる市のアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。

ア) パシフィックコンサルタンツ株式会社

イ) 日比谷パーク法律事務所

- ⑧ 審査委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- ⑨ 経営状況が健全でないもの。なお、ここでいう経営状況が健全であることとは、手形交換所における取引停止処分を受けていない者、主要な取引先から取引停止を受けていない者、及び経営状態が著しく不健全でない者をいう。

(3) 応募者の資格要件

応募者の構成員及び協力会社のうち、設計、建設、及び維持管理・運営の各業務を行う者は、それぞれ次の要件を満たさなければならない。

- ① 設計業務を行う者のうち1者は、次の要件をすべて満たすこと。

ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録又は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第719号）第5条の規定による登録の何れかを行っていること。

イ) 平成10年度以降に設計業務が完了したもので、下水道汚泥からバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設の設計実績を有すること。

※なお、複数の処理対象物を受け入れている施設においては、全体処理量のうち下水道汚泥の割合が50%（受入容量比）を超える施設を実績要件の対象とする。また、施設内容としては、機械設備及び電気設備の双方の実績を有すること。（以下、建設業務、維持管理・運營業務において同じ）

- ② 建設業務を行う者は、次の要件をすべて満たすこと。なお、建設業務を行う者が複数の企業による場合は、全員で以下の要件を満たしていればよいとする。

- ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の機械器具設置工事、電気工事、土木一式工事、建築一式工事の特定建設業の許可を有すること。
- イ) 建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく直前の経営事項審査（機械器具設置工事）に係る点数が 1000 点以上の者であること。
- ウ) 建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく直前の経営事項審査（電気工事）に係る点数が 900 点以上の者であること。
- エ) 建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく直前の経営事項審査（土木一式工事）に係る点数が 800 点以上の者であること。
- オ) 建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく直前の経営事項審査（建築一式工事）に係る点数が 750 点以上の者であること。
- カ) 平成 10 年度以降に建設が完了したもので、下水道汚泥からバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設の建設実績を有すること。
- ③ 維持管理・運營業務を行う者のうち 1 者は、次の要件を満たすこと。
 - ア) 平成 10 年度以降に業務を受託したもので、下水道汚泥からバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設の維持管理・運營業務実績（1 年以上）を有すること。

（4）応募資格確認申請書類提出後の参加資格の取消について

応募資格確認申請書類の提出後、応募者が優先交渉権者決定までの期間に上記（2）及び（3）で定める資格要件を欠くような事態が生じた場合、市は応募者の参加資格を取り消すこととする。ただし、応募グループの代表企業を除く構成員及び協力企業については、市がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

（5）応募グループの各構成員の変更等

応募資格確認申請書類の提出後は、応募企業、応募グループの代表企業、構成員及び協力企業の変更又は追加は、原則として認めない。

ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、応募グループの代表企業を除く構成員及び協力企業の変更又は追加について認めることがある。なお、その場合には、変更又は追加する構成員が、上記（2）及び（3）で定める資格要件を満たすことを証明しなければならない。変更又は追加した場合には、速やかに該当証明のための書類を提出すること。

6. 優先交渉権者の選定方法等

（1）優先交渉権者の選定方法

本事業の主旨、条件を十分理解したうえで、応募者の自由な提案を期待し、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定することとする。

なお、審査方法については、優先交渉権者選定基準に示す。

(2) 審査委員会

1) 審査委員会の設置

市は、優先交渉権者の選定にあたり、経済、環境、行政等の学識経験者等から構成される「(仮称)黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業 PFI 事業者審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置する。

なお、審査委員会の会議は非公開とし、委員名は審査講評の公表時に併せて公表する。

応募者が、優先交渉権者選定前までに、審査委員会の委員に対し、優先交渉権者選定に関して自己に有利になる目的のために、直接又は間接的に接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

2) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、優先交渉権者選定後、速やかに応募者に対して通知し、後日選定結果を市のホームページにおいて公表する。なお、PFI 法第 8 条に規定する客観的評価(審査講評)についても、後日、市のホームページにおいて公表する。

7. 優先交渉権者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者選定後速やかに、基本協定書(案)に基づき基本協定を市と締結しなければならない。

(2) SPC の設立

優先交渉権者又は優先交渉権者たるグループの構成員は、基本協定締結後、速やかに SPC を会社法(平成 17 年法律第 86 号)に定める株式会社として設立し、SPC にかかる商業登記簿謄本を市に提出しなければならない。

当該 SPC に出資する者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(3) 契約書の作成

市と優先交渉権者は、事業契約書(案)に基づき、事業契約書を作成するものとする。契約書の作成においては、市と優先交渉権者間で協議を行うものとする。

(4) 次点交渉権者との協議

1) 事業契約の内容に関する協議が成立しない場合

市は、事業契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

2) 事業契約締結までに優先交渉権者が参加資格を欠くに至った場合

市は、事業契約締結までに優先交渉権者が前記5.(2)及び(3)で定める資格要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。ただし、その構成員及び協力企業については、市がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

また、優先交渉権者の構成員及び協力企業の変更又は追加は、原則として認めない。ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。なお、その場合には、変更又は追加する構成員が、前記5.(2)及び(3)で定める資格要件を満たすことを証明しなければならない。変更又は追加した場合には、速やかに該当証明のための書類を提出すること。

(5) 事業契約の締結

1) 事業契約の締結

市は、上記(2)に示すSPCと、黒部市議会の議決を取得し、本事業に関して発注者が履践する国庫補助金申請手続が完了したのものとして発注者が書面で確認したうえで事業契約を締結する。

2) 契約内容

事業契約書において、事業契約を締結する優先交渉権者又は上記(4)の場合の次点交渉権者が遂行すべき業務内容、サービス対価の算出方法、支払方法、損害賠償等を定める。

3) 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用(事業契約書の作成費用及び市の弁護士費用は除く。)は、事業者の負担とする。

(6) 非有価利用業務の履行に関する三者契約の締結

PFI事業者は非有価利用業務の履行のため、市、収集・運搬及び処分業者、PFI事業者の三者による三者契約を速やかに締結しなければならない。詳細は、事業契約書(案)に示す三者契約書(案)を参照すること。

(7) 金融機関との協議

市は、本事業の安定性及び継続性の確保のために必要がある場合には、PFI事業者に対し資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接契約(ダイレクトアグリーメント)を結ぶことがある。

8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、市はPFI事業者が措置を受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

(2) 財政上及び金融上の支援

本事業は下水道事業に係る国庫補助事業を予定している。補助対象範囲は国との協議により補助申請時に決定する。PFI事業者は、市が国庫補助金を受領できるよう協力すること。

9. 提出書類

(1) 応募資格確認申請書類

応募企業又は応募グループが応募資格要件を満足していることを確認するための書類として、次の提出書類をまとめて1部提出すること。

- ① 参加表明書（様式4）
- ② 資格確認申請書（様式5）
- ③ グループ構成一覧表（様式6）
- ④ 委任状（各構成員及び協力企業の代表者から代表企業の代表者への委任状）（様式7）
- ⑤ 同種又は類似の施設での設計・建設又は維持管理・運営実績（様式8）
- ⑥ 参加資格確認書類

ア) 印鑑証明書（本募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）

イ) 使用印鑑届（実印に代わる印鑑を契約等に使用する場合。様式は任意。）

ウ) 設計企業の一級建築士事務所登録又は建設コンサルタント登録を証明する書類

エ) 設計企業の設計実績を証明する書類（契約書の写し等）

オ) 建設企業の特定建設業許可を証明する書類

カ) 建設企業の総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）

キ) 建設企業の建設実績を証明する書類（契約書の写し等）

ク) 維持管理・運営企業の維持管理・運営実績を証明する書類（契約書の写し等）

※設計、建設及び維持管理の実績については、実際の業務実施内容をもとに参加資格の有無を審査するため、必要に応じて、仕様書等の実施内容が分かる書類を提出すること。

⑦ その他

ア) 会社概要（最新のもの、全企業）

イ) 営業経歴書（最新のもの、全企業）

(2) 応募辞退時の提出書類

応募辞退時は、次の書類を1部持参すること。

- ① 応募辞退届（様式9）

(3) 提案書類

提案書類については、以下に示す部数を提出すること。なお、副本については、社名やロゴマーク等、応募者を特定できる表記はしないこと。

表：提出資料

提出書類		部数
提案書類提出届		1部
要求水準に関する確認書		1部
提案価格書		1部
提案書	設計・建設に関する提案書	各12部 (正本1部、副本11部)
	維持管理・運営に関する提案書	
	事業計画に関する提案書	
提案書の電子データ		CD-Rで3部

- ① 提案書類提出届（様式10）
- ② 要求水準に関する確認書（様式11）
- ③ 提案価格書（様式12）
- ④ 提案書
 - ア) 設計・建設に関する提案書（様式13）
 - イ) 維持管理・運営に関する提案書（様式14）
 - ウ) 事業計画に関する提案書（様式15、16）

10. 提案価格の算出方法

提案価格については、下記に従って算出すること。

(1) サービス購入料の算出にあたっての留意点

前記2.(5)に示したサービス購入料の算出については、以下のとおりとする。

- ① 設計・建設業務の対価のうち事業期間中の割賦払いに係るサービス購入料 A-2 及び A-3 の算出に際して使用する金利は、下記の基準金利と事業者提案のスプレッドの合計による金利（サービス購入料 A-2 及び A-3 は同一の金利）とする。

基準金利については、平成20年9月30日（火）の東京時間午前10時にテレレート

17143 ページに発表される東京スワップ・レファレンス・レート (TSR) として表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 15 年物 (円/円) 金利スワップレートの仲値を使用する。

- ② サービス購入料 A-1 は、別紙 1 に従って算出すること。
- ③ 維持管理・運営期間中の対価の提案金額には、物価変動を見込まないこと。

(2) 市と電気事業者の契約及び電気料金の支払いに関する条件

電気料金は、事業者の負担であるため、サービス購入料 B-1 及び B-2 として適切に見積り提案すること。PFI 事業者が市 (黒部浄化センター本体) から供給を受ける電力の料金の見積りに際して適用する単価を以下に示す。

表：見積単価 (既存脱水設備の運転に要するものを除く。)

料金の区分		料金単価 (税込み)
基本料金		1,249.50 円/kW・月
電力量料金	夏季料金	11.41 円/kWh
	その他季料金	10.40 円/kWh

既存脱水設備 (脱水機及びその附帯設備) の運転に要する電気料金については、上表によらず、脱水設備の運転時間に応じて PFI 事業者が負担する。運転時間の計測は、脱水機本体の稼働時間を対象とし、PFI 事業者が負担する電気料は、運転時間 (計測した実際の分数) に下記の単価 (円/分) を乗じて算定する。

- ・ No. 1 脱水機： 5.4 円/分 (税込み)
- ・ No. 2 脱水機： 15.9 円/分 (")

※上記の単価 (円/分) によるもの以外に、基本料金に相当する料金は請求しない。

(3) 上水料金に関する条件

上水料金については、事業者の負担であるため、サービス購入料 B-1 及び B-2 として適切に見積り提案すること。

- ・ 上水 (井水) 料金 (税込み)： 10m³ まで 451.5 円、超過料金 57.75 円/m³

11. 提案の上限価格

応募者の提案するサービス購入料 A、B 及び C の合計金額の上限価格 (現在価値換算前の実額ベースで消費税及び地方消費税の額を含む) は 4,180,000,000 円とする。

有効利用業務の提案年数 (後記の別紙 2 に示す α 年) が 15 年に満たない場合は、上記 4,180,000,000 円から $(15 - \alpha) \times 50,000,000$ 円を差し引いた差引後額とする。

また、市が現在、計画している事業系食品残渣の受入量の増加 (2,100t/年を超える量の受入) を提案する場合は、上記の差引後額に対して、提案する増加量 1t 当たり 400,000 円を加えた金

額（ただし、追加金額は 200,000,000 円を限度とする。）を上限価格とする。

以下に上限価格の算出例を示す。

[上限価格の算出例]

有効利用業務の提案年数が 5 年、事業系食品残渣の受入量が 2,700t/年（追加提案 600t/年）の場合

上限価格

= (基準上限価格) - (提案年数による減分) + (事業系食品残渣の追加提案による増分)

= 4,180,000,000 - (15-5) × 50,000,000 + 200,000,000*

= 3,880,000,000 円

※ 600 × 400,000 = 240,000,000 > 200,000,000 → 200,000,000 円を追加

12. その他

(1) 契約保証金

1) 設計・建設期間中の契約保証金

PFI 事業者は、サービス購入料 A-1、A-2 及び A-3 の合計額から割賦金利相当額を控除した額の 100 分の 10 以上に相当する金額の契約保証金を納付するものとする。ただし、PFI 事業者は、上記の相当額の 100 分の 10 以上に相当する金額の履行保証保険を、市を被保険者として付保することをもって、契約保証金の納付に代替できる。その場合には、PFI 事業者は、事業契約締結後速やかに当該履行保証保険に係る保険証券を市に提出しなければならない。なお、PFI 事業者が被保険者として当該保険を契約する場合、PFI 事業者は、自らの費用負担において、当該保険金請求権上に市のために質権を設定しなければならない。

2) 維持管理・運営期間中の契約保証金

PFI 事業者は、サービス購入料 B-1、B-2 及び B-3 の合計額を 15 で除した額の 100 分の 10 以上に相当する金額の契約保証金を納付するものとする。ただし、PFI 事業者は、上記の相当額の 100 分の 10 以上に相当する金額の履行保証保険を、市を被保険者として付保することをもって、契約保証金の納付に代替できる。その場合には、PFI 事業者は、事業契約締結後速やかに当該履行保証保険に係る保険証券を市に提出しなければならない。なお、PFI 事業者が被保険者として当該保険を契約する場合、PFI 事業者は、自らの費用負担において、当該保険金請求権上に市のために質権を設定しなければならない。

(2) 保険

PFI 事業者は、次の要件を満たす保険契約を締結するものとする。なお、下記以外の保険の付保については、事業者の提案により付保するものとする。詳細については、事業契約書

をあわせて参照すること。

1) 設計・建設期間中の保険

PFI 事業者は、建設工事保険及び第三者賠償責任保険に加入すること。

2) 維持管理・運営期間中の保険

PFI 事業者は、維持管理・運営期間開始日から維持管理・運営期間終了日までの全期間にわたって、第三者賠償責任保険に加入すること。

なお、市は、維持管理・運営期間中、下水道賠償責任保険（契約類型 1）及び建物総合損害共済を別途付保する予定である。（別紙 5 参照）市が当該保険による給付を受けた場合、PFI 事業者の帰責事由によるときは、保険者が PFI 事業者に対して求償することがある。

(3) 契約に関する規則等の閲覧

黒部市契約規則等は、市のホームページにおいて閲覧することができる。

(4) 情報公開及び情報提供

黒部市情報公開条例（平成 18 年黒部市条例第 18 号）に基づき情報公開を行う。また、情報提供は、適宜、市のホームページ等を通じて行う。

別紙1 サービス購入料 A-1 に係る提案金額の計算条件について

サービス購入料 A-1 の算定に際しては、提案内容に応じて、以下の条件にしたがい適切に計算し提案すること。なお、下記 2. (1) に示すとおり、実際の市から PFI 事業者への支払金額は、優先交渉権者決定後に行う国との協議において、事業者の提案内容によって、下記の計算条件から変更されることがある。

1. 計算条件

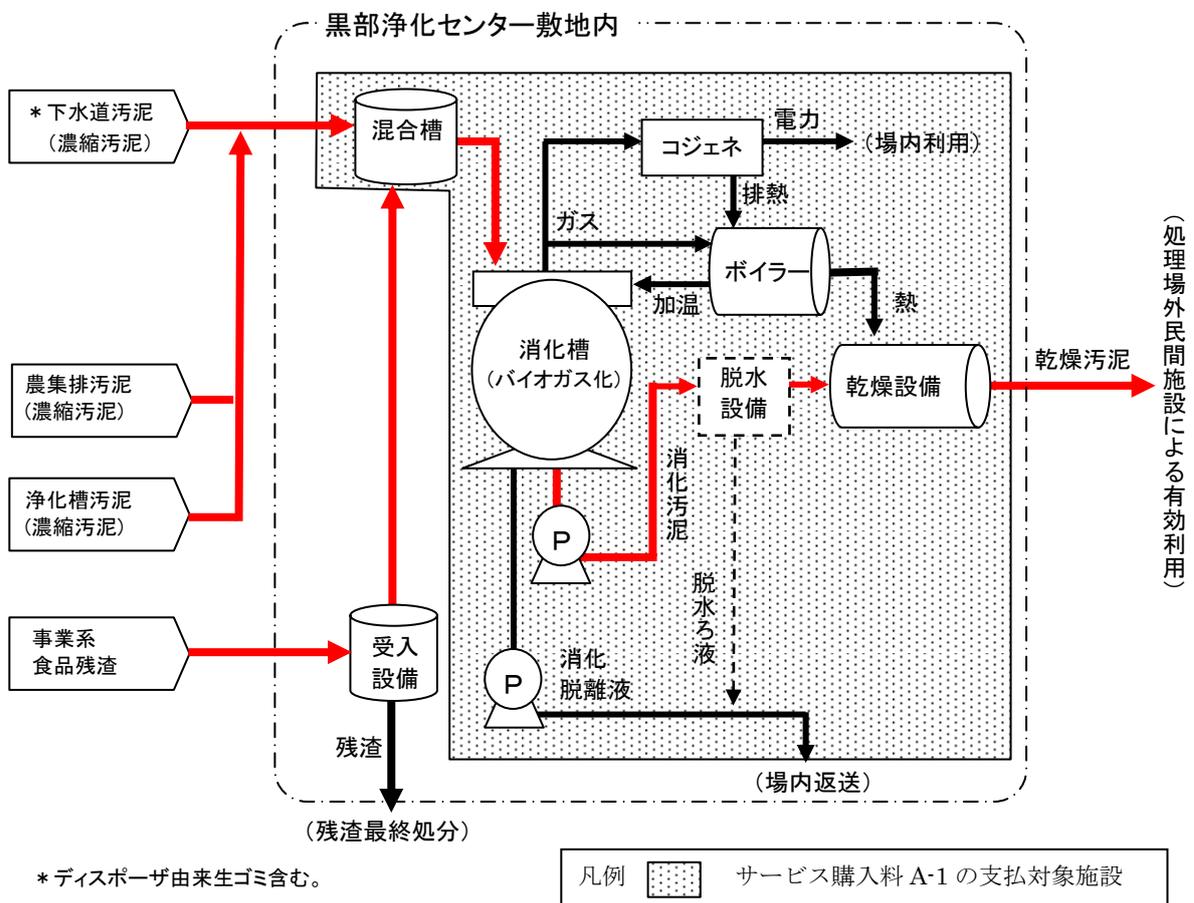
(1) 設計業務

設計業務に関する費用のうち以下の金額をサービス購入料 A-1 として提案すること。

- ・サービス購入料 A-1 の支払対象施設の設計業務に係る提案金額の 50%

(2) 建設業務

建設業務に関する費用のうち以下の金額をサービス購入料 A-1 として提案すること。



* ディスポーザ由来生ゴミ含む。

1) 事業系食品残渣の受入設備

サービス購入料 A-1 の計算対象外

2) その他の施設

下水道汚泥等の処理量相当（按分）を支払の対象として算定すること。

補助金額＝当該建設費×下水道汚泥等量(m3)/全体処理量(m3)×55%

＝当該建設費×26,248/(26,248+1,953)×55%

※ 処理対象物の追加提案がある場合は、全体処理量に当該追加数量を加算する。

※ 各処理数量は、要求水準書の表 4-1 記載の値を採用している。

2. 計算条件に関する留意点

- (1) サービス購入料 A-1 の支払金額は、優先交渉権者決定後に行う国との協議において、事業者の提案内容によっては、上記の条件から変更されることがある。変更の際のサービス購入料 A の支払い等の詳細については、事業契約書（案）に示す。
- (2) 各応募者の追加提案による処理対象物に係る施設や処理フローに関して追加もしくは代替提案がある場合については、追加・代替提案内容の事前確認プロセスにおいて、協議・確認を行う。

別紙2 乾燥汚泥の有効利用業務に関するPFI事業者の収入について

本事業での処理過程において最終的に発生する乾燥汚泥の有効利用業務（有価及び非有価利用）については、応募者からの提案を求めることとする。乾燥汚泥の有効利用業務に関する提案内容及びPFI事業者の収入については以下のとおりとする。

（1）有価利用について

PFI事業者は提案時の買取単価と実際の有価利用量に従って市から乾燥汚泥を買取ることとする。また、有価利用による収入（有価利用先企業への乾燥汚泥の販売収入等）はPFI事業者の直接収入とする。

1）応募者の提案事項

PFI事業者は、施設供用開始後 α （年）にわたり、 β （t/年）の乾燥汚泥を単価 γ （円/t）で市から買い取る。応募者は、これら α 、 β 及び γ について提案すること。ここで、 α （年）は3年以上、 γ （円/t）は100円/t以上とし、これを提案の条件とする。複数の利用先の提案がある場合は、その各々について上記の α 、 β 、 γ が異なることも可能である。

2）PFI事業者が市へ支払う買取金額

PFI事業者は、施設供用開始後 α 年間、実際の買取数量（t） \times γ （円/t）を市へ四半期毎に支払う。なお、PFI事業者は、 β （t/年）を毎年買取るものとするが、数量（ β ）の増加が可能な場合については、市と協議のうえ、決定するものとする。

（2）非有価利用について

市は、提案時の非有価利用に関する単価と実際の非有価利用量に応じてPFI事業者に対価（サービス購入料C）を支払うものとする。

1）応募者の提案事項

PFI事業者は、施設供用開始後 α （年）にわたり、本事業で発生する乾燥汚泥全量 $-\beta$ （t/年）の乾燥汚泥を単価 δ （円/t）で非有価利用（セメント材料等）する。応募者は、 δ （市からPFI事業者への支払い単価）について提案すること。複数の利用先の提案がある場合は、その各々について上記の δ が異なることも可能である。

なお、上記（1）に示す有価利用に関する提案が無い場合は、3年以上の期間、全量を非有価利用する内容の提案を行うこと。

2）サービス購入料C

市は、非有価利用業務の対価であるサービス購入料Cとして、施設供用開始後 α 年間、（実際の非有価利用量：乾燥汚泥全量 $-\beta$ ） \times δ （円/t）をPFI事業者へ四半期毎に支払うものとする。

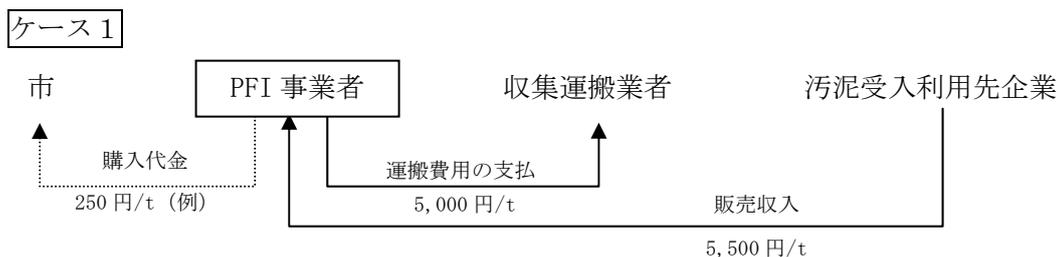
(3) 当初提案年数経過後の措置について

α年経過時に上記(1)及び(2)の提案条件については、当初提案の内容を元に、官民協議の上、契約内容を見直すことができるものとする。

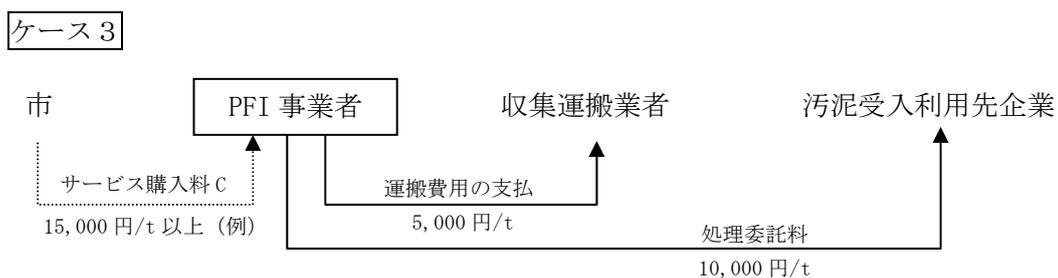
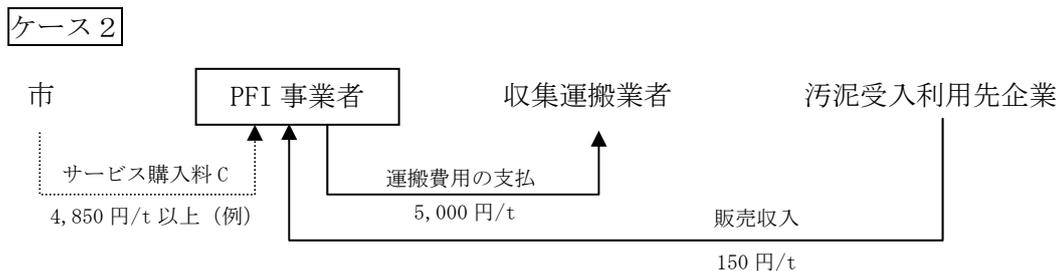
詳細は、事業契約書(案)のとおりとする。

(4) 有価利用及び非有価利用の区別

有効利用に際して、PFI事業者が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等有効利用に係る業務全体においてPFI事業者に経済的損失が生じている場合(下図のケース2の場合)には、有価利用として提案せず、非有価利用として適切に提案を行うこと。



図：有価利用の提案となる例



図：非有価利用の提案となる例

(5) その他

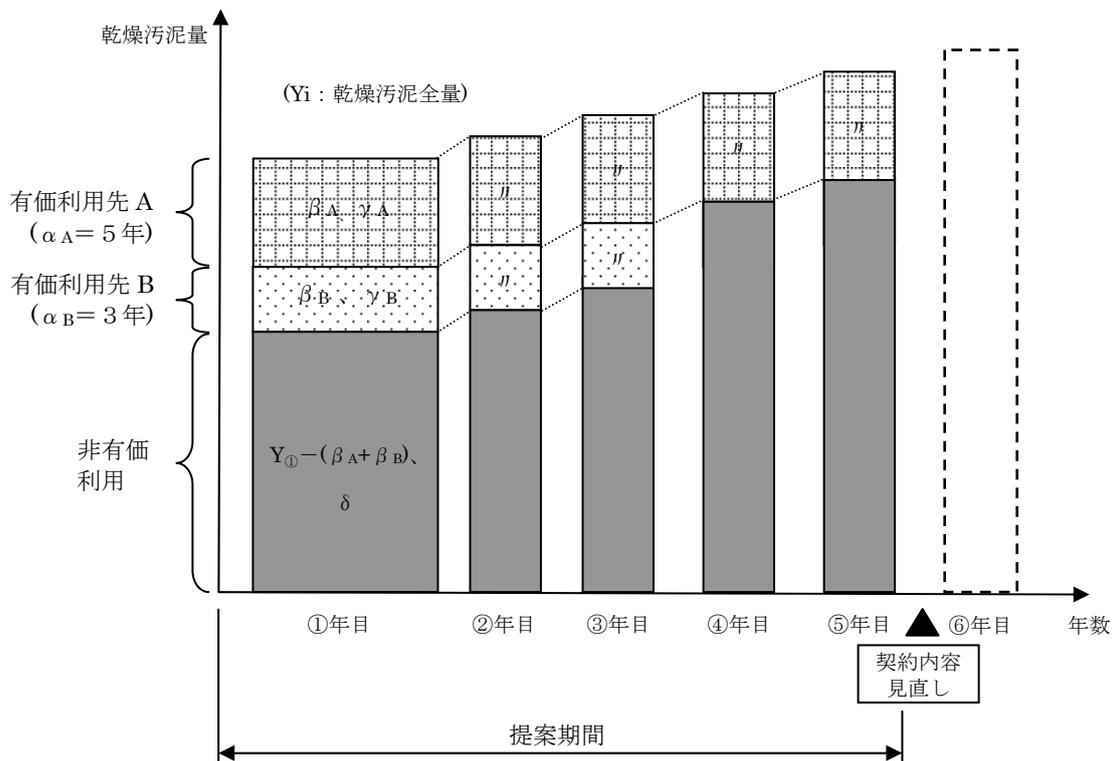
提案に際しては、乾燥汚泥の含水率等の重量の定義や搬出性状を明示すること。

[参考：提案の例]

- ・有価利用先が2箇所あり、その提案期間が異なる ($\alpha_A=5$ 年、 $\alpha_B=3$ 年) ケース

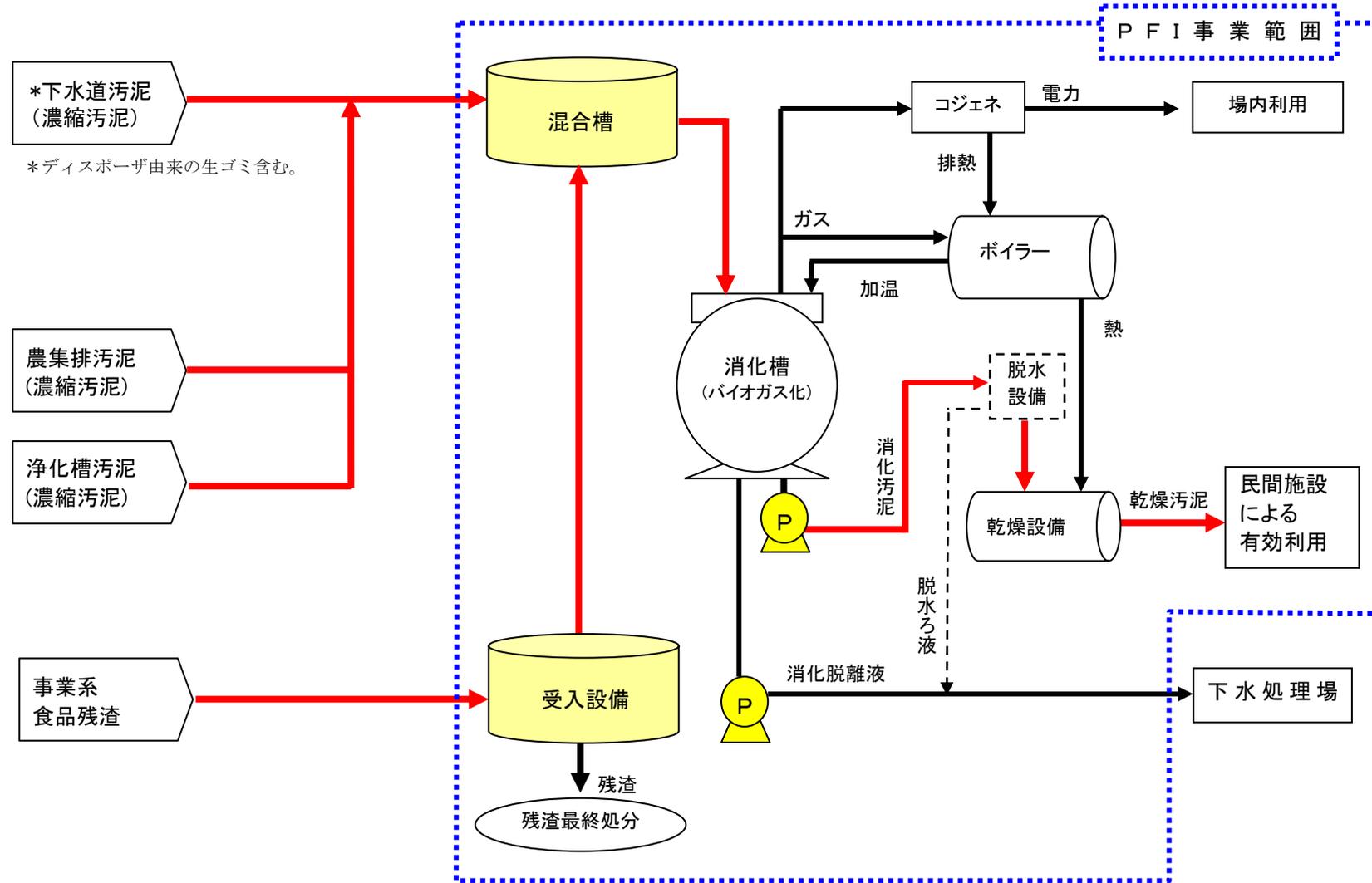
1～3年目は、有価利用分として市から $\beta_A + \beta_B(t)$ の乾燥汚泥を、 $(\beta_A \times \gamma_A) + (\beta_B \times \gamma_B)$ (円) にて購入し、残り $Y_i - (\beta_A + \beta_B)(t)$ の乾燥汚泥を、単価 δ (円/t) にて非有価利用する。次に、4～5年目は、有価利用分として市から $\beta_A(t)$ の乾燥汚泥を、 $\beta_A \times \gamma_A$ (円) にて購入し、残り $Y_i - \beta_A(t)$ の乾燥汚泥を、単価 δ (円/t) にて非有価利用する。当該ケースでは、非有価利用の提案年数は、提案される2つの有価利用の提案年数の最長年数である α_A とすることが求められる。

なお、当該ケースの提案内容に加え、6年目以降は非有価利用のみとする提案年数を追加することも可能である。上記(2)に示すとおり非有価利用についても複数利用先を提案することは可能である。



※上記は、あくまで参考例であり、事業者は募集要項等の内容に則り提案を行うこと。

別紙3 想定処理フロー



※上記は、あくまで現時点で市が想定する処理フローである。民間事業者の追加・代替提案に関する詳細条件については、募集要項等を参照すること。

追加・代替提案内容に関する確認申請書

会社名 _____

所在地 _____

担当者 氏 名 _____

所 属 _____

電 話 _____ FAX _____

E-mail _____

本追加・代替提案に際して、確認申請書に記載を求める項目を参考として以下に列挙する。必要に応じて、図面、技術資料、カタログ等を適宜添付すること。なお、記載の様式・枚数は自由とするが簡潔な記載につとめること。

(1) 処理フローの変更（追加・代替提案）

- ① 追加・代替提案の目的及び効果等
- ② 提案の既存実績（下水処理場等での導入事例の内容）
- ③ バイオガス（消化ガス）利用に関する追加・代替の方法（乾燥熱源、発電燃料等への追加、代替）
- ④ 提案に伴い整備が必要となる設備等と技術的特徴
- ⑤ 余剰エネルギーが発生する場合は、その利用用途（黒部浄化センター外へ電力やバイオガスを供給・販売することは認められない）
- ⑥ 有効利用方法について
 - ア) 汚泥乾燥への処理工程の追加または汚泥乾燥に替わる方式の提案
 - イ) 追加・代替提案による汚泥等生成物の量と性状について
 - ウ) 追加・代替提案による有効利用用途について（利用方法及び利用先の見込み、利用促進効果や長期継続性の向上効果等）
- ⑦ 国庫補助に関する想定内容
- ⑧ 必要となる許認可等の取得スケジュール（追加で必要となる許認可等については、PFI事業者が自ら実施することが必要となる。ただし、市も可能な支援を実施する）

(2) 処理対象物の追加提案

- ① 受入対象物（対象物名、廃棄物区分等）
- ② 年間搬入予定数量
- ③ 排出元企業名、所在地等の排出元事業所についての情報（パンフレット等）

- ④ 当該受入対象物のこれまでの収集・運搬及び処理方法（CO₂ 排出削減の可能性を把握するための資料）
- ⑤ 将来の搬入継続への担保の状況（市場予測、排出元との長期契約締結見込み等の状況）
- ⑥ 追加処理による乾燥汚泥の発生量の増加、性状への影響
- ⑦ 処理対象物を追加しない場合と比較して、追加で整備が必要となる設備もしくは施設規模の増大（容量計算の結果をあわせて提出すること）
- ⑧ 下水道汚泥等と事業系食品残渣（コーヒー粕）と混合処理する場合に悪影響が無いことを証明する技術資料（既存実績等を含む）
*市が受入を予定している事業系食品残渣（コーヒー粕）の受入量の増量を提案する場合も同様の技術資料を提出すること。
- ⑨ 国庫補助に関する想定内容
- ⑩ 受入に際して必要となる許認可等の取得スケジュール（追加で必要となる許認可等については、PFI事業者が自ら実施することが必要となる。ただし、市も可能な支援を実施する）
- ⑪ 処理対象物の性状に関する情報等を適宜、添付資料として提出すること
- ⑫ なお、市が受入を予定している事業系食品残渣（コーヒー粕）の受入量の増量を提案する場合も、上記項目について必要な内容を記載し本確認申請書を提出すること。

（3）留意点

市は、本確認申請書の内容に基づき、本事業での提案内容の実施に関する事前確認（許可）を行うため、市が適切な判断を行うことが可能となるよう、必要十分な情報の提供に配慮し確認申請を行うこと。

また、市から当該事前確認を受け、本事業において実際に提案する場合には、原則として本確認申請書において提案された内容に基づき事業を実施することが要求される。

別紙5 維持管理・運営期間において市が付保する予定の保険（参考）

本事業の維持管理・運営期間においては、市が現在加入している建物総合損害共済（社団法人全国市有物件災害共済会 北信支部）と同程度の保険付保を予定している。以下にその概要を示す。

【建物総合損害共済（社団法人 全国市有物件災害共済金）の概要】

○共済の目的の範囲

建物：土地に定着して建設され、屋蓋を有し、居住、作業、販売、貯蔵等の用に供される構築物をいい、給排水、冷暖房等の附属設備は建物に含まれる。なお、門等の構築物は建物の一部分とはみなされない。

○てん補責任の範囲（次のいずれかの偶然の事故による損害が生じたときは、災害共済金が支払われる。）

- ① 火災による損害
- ② 落雷による損害
- ③ 破裂又は爆発による損害
- ④ 建物又は工作物の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊による損害
- ⑤ 車両の衝突又は接触による損害
- ⑥ 騒じょう若しくは労働争議又はこれらに類似の集団示威行動に伴う暴行による損害
- ⑦ 破壊行為による損害
- ⑧ 風災又は水災による損害
- ⑨ 雪災による損害
- ⑩ 土砂崩れによる損害

○共済の目的の価額

共済の目的が建物である場合は、再調達価額によって定める。

*再調達価額とは、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模のものを再築する額をいい、建築費指数によって建物の再調達価額を算出する。

○共済責任額の設定

共済の目的が建物である場合の共済責任額は、「全部共済委託」（委託物件の共済責任額が共済の目的の価額と等しい額が設定されている場合）が原則である。